

## 一宮市シン学校プロジェクト支援業務委託プロポーザル実施要項

この要項は、一宮市シン学校プロジェクト支援業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

一宮市には、市立小中学校が 61 校（小学校 42 校、中学校 19 校）あり、築 40 年以上の校舎は、小中学校全体の床面積の約 9 割を占めている。古い校舎は、築 60 年以上経過しており、学校施設の老朽化対策が急務である。

令和 2 年 3 月に策定した「一宮市学校施設の長寿命化計画」では、61 校の学校施設の老朽化状況を整理し、計画的に改修等を実施する方針を定めている。

他方、近年では、学校施設の改築等（事例によっては他の施設との複合化や複数校の再編を含む）を検討する過程で、ワークショップ等で地域や関係者の声を取り入れ、単なる老朽化部分の機能回復にとどまらない新しい学校づくりを行う事例も増えてきている。

市は、今後、小中学校 61 校について、順次、改築等を進める必要があるため、シン学校プロジェクトを立ち上げた。第 1 期プロジェクトの期間を令和 6 年度から 10 年程度とし、改築等の対象校を 1 クール、4 校程度としている。第 1 期プロジェクトでは、第 1 クール及び第 2 クールの 2 クールで整備を進める。

少子化が進み児童生徒数が減少する中で、新しい時代に合ったそれぞれの地域づくりを地域の皆さんにあらためて考えてもらうきっかけとするため、シン学校プロジェクトでは、市民の皆さんから意見を募集する。

各クールで対象となる学校は、老朽化の状況等のみから機械的に選定するのではなく、新たな学校づくりに向けた地域や関係者の熱意・アイデアなども考慮して選定することとした。

本業務は、今後の整備の考え方を整理した基本方針の策定及び第 1 期プロジェクト（第 1 クール・第 2 クール）の対象校の募集・選考を支援し、令和 6 年度以降の円滑な学校整備基本計画策定につなげることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

一宮市シン学校プロジェクト支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「一宮市シン学校プロジェクト支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 委託期間

契約締結日（の翌日）から令和 6 年 8 月 31 日（土）まで

#### (4) 提案見積限度額

13,302,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

上記限度額は、契約金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この提案見積限度額を超えてはならない。

#### (5) 支払い方法

事業完了時の一括払い（令和 5 年度 0 円、令和 6 年度 13,302,000 円を上限とする契約額）

### 3 プロポーザルのスケジュール

内 容	実施日及び期間
実施要項発表・プロポーザル参加募集の公告	令和 5 年 9 月 22 日（金）
参加表明書の受付	令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時まで
質問書の受付	
質問に対する回答	令和 5 年 10 月 4 日（水）まで
企画提案書及び見積書の提出期限	令和 5 年 10 月 11 日（水）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和 5 年 10 月 18 日（水）【予定】
審査結果の通知	令和 5 年 10 月 23 日（月）【予定】
契約締結	令和 5 年 10 月末

### 4 参加資格及び資格の喪失

#### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の項目のすべてを満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 本プロポーザルの公告の日から当該案件の契約の相手方の特定までの期間において、「一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領」（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 令和 4・5 年度の入札参加資格審査申請に基づき作成された物品の製造及び購入等に係る一宮市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ⑥ 本プロポーザルの公告の日から当該案件の契約の相手方の特定までの期間において「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

- ⑦ 過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日までに）に、国又は人口 10 万人以上を有する自治体と、行政計画の策定支援業務について、実績を有すること。

## （2）資格の喪失

次のいずれかの項目に該当する場合、参加資格を喪失する。

- ① 企画提案書、その他提出された書類等に虚偽の記載があったとき。
- ② 「4（1）」で定めた要件を満たさないこととなったとき。

## 5 参加申出等

### （1）公募方法

一宮市ウェブサイト (<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/index.html>) に実施要項、参加表明書（様式 1）等を掲載し、提案を公募する。

### （2）参加申出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

#### ① 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 会社概要書（様式 2）

#### ② 提出期限

令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時まで（必着）

#### ③ 提出先

一宮市教育部総務課

〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 4 階

#### ④ 提出方法

直接又は郵送（配達記録が残る方法）による提出とする。

### （3）質問

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式 3）により電子メール（メールアドレス：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp）にて、令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時まで（必着）に提出すること。

### （4）質問に対する回答

令和 5 年 10 月 4 日（水）までに本市ウェブサイトに公表するものとし、個別の回答は行わない。

なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

## 6 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本市が設置した一宮市シン学校プロジェクト支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提案採用候補者を選定する。

## 7 企画提案書等の提出

参加申出をした者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出物

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 見積書（任意様式）
- ③ 業務実施体制（配置予定者）表（様式4）

### (2) 提出部数等

企画提案書等の提出部数は各10部（見積書については1部に代表者印を押印、その他9部は押印不要とする。）とし、電子データもメール（送信後、電話で受信確認すること。）又はCD-R等で1枚提出すること。

### (3) 提出期限

令和5年10月11日（水）午後5時まで（必着）

### (4) 提出先

一宮市教育部総務課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎4階

### (5) 提出方法

郵送（配達記録が残る方法）又は持参

### (6) その他

- ① 提出された書類等は返却しない。
- ② 提出書類等に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において、本市が事業に関し必要と認められる用途については、その一部又は全部を無償で使用できること。
- ③ 本プロポーザルを辞退しても、今後の本市との取引に不利益を与えるものではない。
- ④ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式5）を郵送で提出すること。

## 8 企画提案書等の内容

(1) 企画提案書（任意様式。プレゼンテーションで使用する前提でA4横8頁以内で作成。表紙及び目次は枚数に含めない。）

本業務に関する企画提案は、別表に示す評価基準に沿って、明瞭かつ簡潔に作成すること。

(2) 見積書（任意様式）

- ① 提案者は企画提案書を踏まえ、必要な経費を算出し、内訳書（人件費単価、業務項目ごとの投入工数、物件費等が分かるもの。）を添えて見積書を提出する。
- (3) 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング
  - ① プレゼンテーション及びヒアリングは、令和5年10月18日（水）を予定しており、詳細な時間、場所、説明時間は別途提案者に通知する。
  - ② 出席者は業務担当予定者を含む3名までとする。
  - ③ プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
  - ④ プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、提出した企画提案書の内容のみとし、追加資料の配布、説明は不可とする。
  - ⑤ プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクター及び投影用スクリーン（又はモニター）は本市で用意するが、パソコン（付属品を含む）のほか必要なものは、提案者が用意するものとする。
  - ⑥ 提案者は、企画提案書等をもとに15分を上限に口頭でプレゼンテーションを行う。その後、ヒアリングを15分程度行う。
- (4) 作成要領
  - 様式ごとに頁数を記載すること。

## 9 企画提案書等の審査

審査、評価は選定委員会が次のとおり行う。評価基準は、別表のとおり。

### (1) 審査

審査は、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容とし、選定委員会の各委員が提案者ごとに審査項目に対して評価点を付与する。

### (2) 選定基準等

- ① 評価点数が最も高い提案をした者を最優秀提案者とし、2番目に高い者を次点提案者として選定する。
- ② 提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、その提案内容が優れていると審査された場合は、その者を最優秀提案者として選定する。

### (3) 無効となる提案等

- ① 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ② 本要項、仕様書等で定める事項に適合しない場合
- ③ 不正行為や不正工作があったと認められる場合
- ④ その他選定委員会が不相当と認める場合

## 10 審査結果

### (1) 結果通知及び公表

- ① 審査結果については、プロポーザル参加者及び提案者へ書面及び電子メールにて、参加表明書に記載の連絡先に通知する。なお、電話、電子メール等による問い合わせには応じない。
- ② 審査内容及び他の参加者に関する説明要求、審査結果に対する異議申立てには応じない。
- ③ 最優秀提案者は本市ウェブサイトにて公表する。

## 11 契約

- (1) 選定委員会によって選定された最優秀提案者は、本業務の契約に係る優先交渉権者となり、本契約を締結するための仕様書等の調整を速やかに行い、契約内容を確定すること。ただし、協議が不調となった場合は、次点提案者が優先交渉権者となり、協議を行うものとする。
- (2) 業務計画については、優先交渉権者が提出した企画提案書等を基に、市との協議を経て作成すること。
- (3) 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、受託者を変更することができる。
  - ① 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合
  - ② 受託者に重大な瑕疵がある場合
  - ③ 本業務を遂行する意思がない場合
  - ④ 業務遂行能力がないと認められる場合
  - ⑤ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出にあたり、不達及び遅配を原因とする参加者の不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (3) 本プロポーザルは、「2 業務概要」の契約における受注者の候補の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものとならないことがある。
- (4) 参加者は本提案に関して、使用に関する一切の権利関係を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。
- (5) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

## 13 プロポーザルに係る事務局等

一宮市役所本庁舎 4階 一宮市教育部総務課 施設管理グループ  
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号  
TEL：0586-85-7071（総務課直通）

電子メール : k-somu@city.ichinomiya.lg.jp